

質疑応答書

令和8年8月17日

入札件名 佐野市役所外32か所で使用する電気の調達

質 問 事 項	回 答
1. 入札書と入札内訳書は割印をする必要は ございませんか。また、ホチキス止め・袋と じ・書類を重ねた状態でずらして押印など、 ご指示はございますか。	1. 割印の必要はございません。 その他については、佐野市ホームページに 記載例が掲載してあるので、そちらをご確認 ください。
2. 内訳書における積算時の単価は税抜単価 ですが契約上の適用単価は税込単価となり ますことご了承ください。	2. 入札説明書の9. 契約について（2）に 記載のとおり、積算内訳書に記載された単価 （税抜金額）をもって契約単価となります。 なお各月の電気料金の算定は、仕様書の2. 仕様（8）②に記載のとおりです。
3. 単価設定を全件ベーシックプランにて対 応させていただきますのでご了承ください ますか。	3. 問題ありません。
4. 契約時において、燃料費等調整額につい て、燃料費等調整額を請求しない料金メニュ ー等での対応は可能でしょうか。	4. そのような契約はできません。
5. 契約時において、燃料費等調整額につい ては、入札単価算出時に適用した算定諸元 （基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）	5. 問題ありません。

を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。 6. 旧一電において燃調諸元の変更が行われた際、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。 7. 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が予定されておりますがその際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。 8. 弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承ください。 9. 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。 10. 【佐野市役所庁舎】の現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。 11. 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求を廃止し、完全電子化へ移行いたしました	6. 協議に応じることは可能です。 7. 電気料金見直しは発注者受注者双方の協議によるものとします。 (物品売買単価契約約款第11条) 8. 問題ありません。 9. 仕様書の 2. 仕様 (8) ⑧に記載のとおりです。 10. 契約電力は500kWです。 11. 問題ありません。
---	--

た。 お客様はWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承くださいませでしょうか。 また、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですので、よろしくをお願いします。 1 2．お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。 1 3．銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承くださいませ。 1 4．対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。 また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。 1 5．契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	1 2．受注者指定口座への振り込みとなります。 1 3．問題ありません。 1 4．分割の入金は発生します。ただし、別途請求書の発行は不要です。 1 5．本業務の契約に必要となる事項で、本市の約款に定めのないもの等については、発注者受注者双方の協議によるものとします。
---	---

16. ホームページに掲載されている物品売買単価契約書・物品売買単価契約約款は一般的な物品の契約約款ですが、電力の調達に沿った内容に追記・修正は可能ですか。 17. 積算内訳書における積算時において、基本料金単価及び電力量料金単価について、施設ごとに異なる単価を設定して差し支えないでしょうか。	16. 原則として現契約書・約款を使用するものとしてお見積りください。 17. 問題ありません。
---	--

(注)

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

質疑応答書

令和8年8月17日

入札件名 佐野市役所外32か所で使用する電気の調達

質 問 事 項	回 答
① 予定契約電力は現在の契約電力と同じでしょうか。500kW以上の場合、供給開始の際に現在の契約電力より増加・減少する場合は根拠資料が必須となりますので、切替可能期間までにご提出をお願いします。	① 予定契約電力は現在の契約電力と同じです。500kW以上で契約電力が増減する場所はありません。
② 契約期間中に建て替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等契約に影響するような工事の予定はございますか。そうした事由が発生した場合、協議により、単価の見直しは可能でしょうか。	② 仕様書の2.仕様（8）⑧に記載のとおりです。 やむを得ない原因による単価の見直しは、発注者受注者双方の協議によるものとします。
③ 自家発補給契約はございますか。	③ 該当ありません。
④ 燃料費等調整制度について開札日時点で、当該地域の旧一般電気事業者が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中にみなし小売約款が改定	④ ご認識のとおりです。 また、みなし小売約款が改定された際の算定方法についても、問題ありません。

されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますが、よろしいでしょうか。 ⑤ 供給期間終了までの間に、燃料費等調整制度の見直しを行う際には、算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。 ⑥ 契約種別について、弊社ではすべてベーシックプランでの対応となりますが、ご了承くださいるでしょうか。なお、燃料費等調整額もベーシックプランを適用させていただきます。 ⑦ 弊社では、燃料費等調整単価の、「燃料価格調整項」は地域電力会社と同一価格でご請求いたしますが、「市場価格調整項」を含まずにご請求いたします。 落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能でしょうか。	⑤ やむを得ない原因による料金単価の見直しは発注者受注者双方の協議によるものとします。 ⑥ 2026 年 4 月のベーシックプラン対応で問題ありません。 ⑦ 各月の電気料の算定は、仕様書の 2. 仕様（8）②に記載のとおりです。
---	---

(注)

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

質 疑 応 答 書

令和 8 年 8 月 1 7 日

入札件名 佐野市役所外 3 2 か所で使用する電気の調達

質 問 事 項	回 答
1. 2026 年 11 月に東京電力パワーグリッド株式会社の託送料金の改定が行われる見込みです。託送料金は電気料金に含まれている為、その改定幅によっては、契約期間中であっても、契約単価等の変更は可能でしょうか。	1. やむを得ない原因による契約単価等の変更は発注者受注者双方の協議によるものとします。

(注)

- ・ この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。